

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I. 現 状

(1) 当町の災害リスク

① 地震災害

J-SHIS地震ハザードステーションの全国地震動予測地図によると、当町に於いては、今後30年の間で震度5弱以上の揺れに見舞われる確率が26%で発生すると言われている。又、平成24年度から平成25年度及び平成27年度に実施した県の地震・津波被害想定調査によると、想定太平洋側海溝型地震、想定日本海側海溝型地震、想定内陸直下型地震のうち、おおむね数百年に一度の頻度で発生する想定太平洋側海溝型地震が、最も被害が大きくかつ広域的に被害が発生するものと予想されており、最大クラスの地震が発生した場合、町全体で震度6弱が予想され、地割れや液状化等が至る所に発生、主要交通の寸断及び公共インフラが停止する恐れがある。板柳町地震ハザードマップによると、地震の揺れによって発生する可能性のある建物被害の程度は、町域の市街地・住宅地の多くで危険度3（地域内の建物の中で全壊する建物の割合が5～10%未満）となっているが、大俵地区・夕顔関地区で危険度5（地域内の建物の中で全壊する建物の割合が20%以上）がわずかに見られる。

※ 板柳町地震ハザードマップは、地震発生時に予測される震度分布図に、避難場所などの防災に関する情報を表したマップです。（別添1参照）

② 風水害等

当町は東端及び西端を縦断する一級河川の岩木川、十川に挟まれ、両河川がもたらした肥沃な沖積層で構成されている。地勢は、総面積41.88平方キロメートルのすべてが平坦地で、池沼・山林は皆無に近い。災害危険要素は多くはないが、岩木川・十川の氾濫による水害等に注意を要する。当町では、これまで台風、集中豪雨等により被害を受けてきている。過去に発生した災害状況をみても、りんご樹等への台風による風水害被害が多く、地区内事業者や既存商店街等の売上高にも影響している。

※ 板柳町洪水ハザードマップは、岩木川・浅瀬石川については概ね100年に1回、十川については概ね50年に1回程度起こる大雨が降ったことにより、岩木川・浅瀬石川・十川が氾濫した場合での想定される浸水状況を表したマップです。（別添2参照）

③ その他の災害

当町は、過去に豪雪被害も確認されており、昭和61年、平成12年、平成16年、平成17年と住宅部分損壊、非住宅部分の全壊・損壊の被害も数件確認されている。

④ 感染症

新型インフルエンザは、10年から40年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。また、新型コロナウイルス感染症は国民の大部分が免疫を獲得しておらず、全国的かつ急速なまん延や、他の災害により発生し得る感染症は、当町においても、大きな健康被害と社会・経済活動に甚大な影響をもたらす恐れがある。

(2) 管内商工業者の状況

- ・商工業者数 506人(令和2年9月末日現在)
- ・小規模事業者数 452人(令和2年9月末日現在)

【内 訳】

業 種	商工業者数	小規模事業者数	備考（事業所の立地状況等）	
商工業者	建設業	105	103	町内に広く分散している
	製造業	37	35	町内に広く分散している
	卸売業	18	12	町内に広く分散している
	小売業	135	113	市街地に分散している
	飲食店・宿泊業	60	58	市街地に分散している
	サービス業	126	116	町内に広く分散している
	その他	25	15	町内に広く分散している
合 計	506	452		

- ・当町では、市街地に約3割以上の小規模事業者の小売・飲食業が集積している。

(3) これまでの取組

1) 当町の取組

年 月	項 目	備 考
S43～ H30.3 改正	地域防災計画の策定	町土並びに町民の生命、身体及び財産を災害から保護、郷土の保全と住民福祉を確保することを目的として、災害対策基本法第42条（昭和36年法律第223号）の規定に基づき、板柳町防災会議において「板柳町地域防災計画」を策定している。（地震災害対策編、風水害等災害対策編）
随 時	災害時における防災活動協力に関する協定書の締結	協定は、当町の地域で地震、風水害等による大規模災害時における応急対策に関する協力依頼を定めている。 （締結先：板柳町建設業協同組合、板柳地区災害対策協議会、東日本電信電話（株）青森支店、国土交通省東北地方整備局、（株）NTTドコモ東北支社青森支店、（一社）青森県エルピーガス協会、（一社）青森県解体工事業協会津軽支部、板柳町内郵便局及び五所川原郵便局、板柳町商工会）
随 時	防災備品等の備蓄	当町に備蓄している物資項目は次のとおり。 毛布、ストーブ、懐中電灯、誘導棒、発電機、コードリール、投光機、拡声器、ロープ、カラーコーン、防水シート、ガソリン携行缶 （防災備品、資機材等の備蓄は、今後も順次整備を図る。）
随 時	防災に関する情報提供	広報や当町HPによる周知 （避難所一覧、板柳町地震ハザードマップ、板柳町洪水ハザードマップ、地域見守りメール、緊急連絡システム）

2) 当会の取組

年 月	項 目	備 考
随 時	災害時における事業者被災状況の収集	東日本大震災を含め、台風等の自然災害の際、事業者の被災状況について情報を収集し、青森県商工会連合会へ報告している。
H30.5	共済、損害保険の普及及び加入促進	全国商工会連合会、青森県商工会連合会、青森県火災共済協同組合等と連携したリスクに備える各種共済、損害保険等のパンフレットの配布及び加入促進
H30.6～	防災備品等の備蓄	当会に備蓄している物資項目は次のとおり。 ラジオ、ストーブ、ヘルメット、懐中電灯、誘導棒、発電機、コードリール、拡声器、ロープ、カラーコーン、ガソリン携行缶、テント (食糧・飲料水の備蓄、救急用品・生活用品の備蓄は板柳町商工会事業継続計画(当会危機管理マニュアル)による) 防災備品、資機材等の備蓄は、今後も順次整備を図る。
R1.8	事業者BCPに関する国の施策等の周知	事業継続力強化計画認定制度のリーフレットの配布や普及ポスターを掲示する。
R2.10	板柳町商工会事業継続計画(BCP)策定	当会危機管理マニュアルを作成
R2.11	防災活動協力に関する協定書の締結	締結先:板柳町

II. 課 題

当会における地区内小規模事業者の防災・減災・感染症対策への支援における課題は次のとおりである。

(1) 当会の課題

①事業継続力の支援の課題

- ・地区内の防災対策に関する取組状況は、現在、普及・啓発段階であり、地区内小規模事業者に対するリスク認識の周知やBCP策定支援事業など、事業継続力強化に関して当会の支援体制も整備されていない。

②支援のスキル習得に課題

- ・事業者BCPの策定支援を実施していくには、当会の職員のスキル向上が必要であり、専門知識やノウハウを持つ専門家や共済・損保会社等との連携が必要である。
- ・リスクマネジメントに関しては、地区内小規模事業者に対する十分なリスク分析やリスク管理に対する指導・助言の習得ができていない。

③応急対策に関する町と商工会の連携体制の整備が必要

- ・現状では、自然災害等による緊急時の取組について漠然とした記載にとどまり、協力体制やマニュアルが整備されていない。加えて、平時・緊急時の対応や実施推進体制の構築ノウハウをもった人員が十分にいない。

- ④当会危機管理マニュアル推進体制が不十分
- ・当会では商工会危機管理マニュアルを策定しているが、訓練も未実施であり、災害発生時に職員が冷静・迅速・的確に対応できるか不安がある。
 - ・非常時に必要な防災設備・備品・資機材の在庫保有状況については不十分な状態にあり、今後、計画的に備蓄の促進を図っていく必要がある。
- ⑤感染症対策
- ・感染症の流行により、事業者が業務の縮小・休止に遭遇した際やサプライチェーンが寸断した際に、操業率が大きく落ち込む他、備えや対策をしていない事業者は、事業が復旧できず廃業に追い込まれる恐れがある。
 - ・感染症対策において、地区内小規模事業者に対して予防接種の推奨や手洗いの徹底、体調不良者を出社させないルール作りや、感染拡大時に備えてマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策として保険の必要性を周知するなどが必要である。

以上の事業者への防災・減災・感染症対策への支援における課題が浮き彫りになっている。

Ⅲ. 目 標

本計画の目標は、板柳町地域防災計画に基づき、大規模自然災害等に備えた中小企業等に対する事前防災や個々の企業の経営状況にあった効果的な事業継続力強化（いち早い復旧等の対策）を推進し、自然災害発生時には被害状況の把握や応急復興支援活動を迅速に進め、感染症流行時には、経営面を勘案し事業継続のレベルを検討させ、地区内小規模事業者の「経済活動を機能不全に陥らせない」ことを町、商工会が一体となって取り組むことを目標とし、事業継続力強化のための次の取組を行う。

（１）当会の目標

- ①地区内小規模事業者へのBCP策定支援の強化
- ・地区内小規模事業者に対し自然災害リスク・感染症リスク等を認識させ、事前対策の必要性を周知する。
 - ・事業継続力強化対策や自然災害リスク・感染症リスク等に対応した共済・保険制度の当会職員のスキルアップを図る。
 - ・専門家や共済・損保会社との連携による個別支援の体制を構築し、小規模事業者のBCP策定支援を強化する。
- ②地区内被害の把握・報告体制の確立
- ・発災時、非常時における連絡・情報収集を円滑に行うため、当会と当町との間における被害情報報告体制をあらかじめ構築しておく。
- ③速やかな応急・復興支援策を行うための連携体制の確立
- ・発災後には速やかな応急・復興支援が行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。
 - ・非常時の準備として、平時から物資の備蓄を行い、応急・復興支援に備えておく。
- ④感染症対策の強化
- ・感染症の流行による社会・経済への影響を減じるため、地区内小規模事業者が十分な知識と自覚を持ち、自らの問題として対策を講じることができるよう、周知する。
 - ・域内において感染症発生時には速やかに拡大防止措置を行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

【実施目標】

項目	目的	目標	
事前対策の必要性を周知	地区内小規模事業者に対して、災害リスクや事業者BCP策定の必要性を認識させる。 感染症リスク・感染症対策を周知させる。	セミナー開催 職員巡回 職員巡回	年1回 延50件 随時
小規模事業者の事業継続力の確保と向上	地区内小規模事業者の事業継続力の確保と向上に、訓練やBCP策定・見直しを支援する。	個別相談会の開催 (専門家派遣、職員派遣)	年3事業者
協力体制マニュアルの整備	当会と当町との間に、発災後や感染症流行時における連絡・協力体制を円滑に行えるマニュアルを作成し、定期的に見直しする。	協議会開催	年1回
連携体制の強化	組織内や関係機関で、災害発生後速やかな応急・復興支援策や感染症対策を行える体制を構築する。	協議会開催	年1回
共済・損害保険の普及に向けた体制づくり	共済・損害保険に対する助言、加入手続きを行える当会職員の育成と共済・損保会社との連携体制を構築する。	職員会議及び勉強会の開催 共済・損保会社等と合同巡回	年1回 延10件

※ その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、当町と連携し速やかに青森県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間

(令和3年4月1日～令和8年3月31日)

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

当会では、多発する自然災害や感染症の流行など、日々の様々な経営リスクから企業を守り事業継続を支援する。支援にあたっては、当会と当町の役割分担、体制等を整備し、連携して以下の事業を実施する。

【当会と当町の役割分担及び体制】

板 柳 町	板柳町商工会
防災・感染症関連の情報提供	セミナー・個別相談会の開催事業
事業者BCPに係る助言・指導	事業者BCP策定支援、 フォローアップ
災害リスク・感染症リスクの周知、リスクファイナンス対策の周知	
関係団体との連携	
防災訓練の実施	
応急対策及び復旧支援	

〈1. 事前の対策〉

当会危機管理マニュアルに基づき、令和2年11月16日に締結した当町との「危機発生時等の支援活動に関する協定書」と本計画との整合性を整理し、自然災害発生時の直後でも、適切な初動対応、速やかな応急対策等や、感染症流行時には感染防止策と業務の継続を講ずることができるようにする。また、地区内小規模事業者には、日常的に災害の発生や感染症の流行に備える意識を高め、自ら防災・感染症対策に取り組めるようにする。

1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知及び事業者BCP・感染症対策の支援

地区内小規模事業者に対して、災害リスクの周知やBCP策定の必要性についての普及・啓発活動し、事業継続力強化を目的とした取組を行う。また、感染症に関しては、感染拡大防止策等を周知、各情報や支援策等を提供しながら感染症対策の強化の支援を行う。

①ハザードマップによる災害リスクの周知

- ・巡回訪問及び窓口相談業務の際に、当町のハザードマップや全国地震動予測地図、リスクチェックシート等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組(什器の固定等)や対策(事業休業への備え、水災補償等の共済・損害保険の加入、国や県の支援策の活用等)について説明する。また、災害時対応として、台帳との紐付けができるよう事前に固定資産や所有物等の写真保存をしておくことを助言する。



②広報等による啓発活動

- ・当会HPや当会が発行する商工会報等において、国・県の施策(事業継続力強化計画認定制度を含む)の紹介や、リスク対策の必要性、共済・損害保険や生命保険、傷害保険等の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。

③事業者BCP策定に関する支援

- ・小規模事業者に対し、事業者BCP(即時に取組可能な簡易的なもの、事業者連携BCP、地域連携BCPを含む)の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等の指導及び助言を行う。

- ・事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及・啓発セミナー等(個別相談会を含む)を開催し、行政の施策、共済・損害保険等の紹介、リスク対策の重要性、事業継続計画等の有効性及び策定手法を支援する。

④感染症対策に関する支援

- ・新型コロナウイルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。
- ・新型コロナウイルス感染症に関しては、業種別ガイドラインに基づく感染拡大防止策や職場における感染防止策(以下を想定)等について事業者への周知を行うとともに、今後の事業継続計画策定等の感染症対策に繋がる支援を実施する。
- ・事業者へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

【流行度合いによる感染防止策】

流行度合い	(例)想定される感染防止策
海外発生期	・従業員への予防(マスク・手洗い等)のための留意事項等を注意喚起する。
国内感染者発生期	・従業員への一般的(発熱・不要不急の外出等)な留意事項を注意喚起する。 ・職場における感染防止策(体温測定・対人距離の確保)を行う。 ・職場の清掃・消毒を行う。 ・従業員の健康状態の確認等や欠勤理由の把握を行う。
国内感染拡大期	・あらかじめ検討した国内発生以降の感染拡大防止策を徹底し、発生段階に応じた国や都道府県等の方針に従って行動する。 ・従業員が多数発症することを想定し、従業員の感染状況把握や支援の必要性等の有無について情報収集・共有を図る。
社内感染者発生期	・事業者内で従業員及び従業員の家族が発症した場合の対処措置を行う。

2) 板柳町商工会の事業継続計画の作成

①(別添参照)事業継続計画を作成(令和2年作成)

- ・当会は、全国商工会連合会様式のもとに板柳町商工会危機管理マニュアルを作成

3) 関係団体等との連携

①各関係団体との連携対策

- ・代理所業務契約を結んでいる青森県火災共済協同組合や全国商工会連合会が連携協定を結ぶ損保会社に専門家の派遣を依頼し、地区内すべての事業者を対象とした普及啓発セミナーの開催、共済・損害保険や生命保険・傷害保険等の紹介、合同巡回等を実施する。
- ・感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険(生命保険や傷害保険、感染症特約付き休業補償など)の紹介等も実施する。
- ・関係機関に対して、普及啓発ポスターの掲示依頼やセミナー等の共催を行う。

4) フォローアップ

①事業者BCP策定のフォローアップ

- ・小規模事業者の事業者BCP等取組状況の確認や青森県商工会連合会の専門家派遣事業を活用し、計画の見直し・改善等を行うことで、より実効性の高い事業者BCPにするための支援を行う。
- ・事業者BCPの策定が進むよう策定の有無・内容等についてデータベース化し、進捗状況の管理を行いながらフォローアップを行う。

②事業の評価

- ・板柳町事業継続力強化支援協議会(構成員:当会(法定指導員の参画含む)、当町)を設立

する。年1回定期的に開催し、計画に対する状況確認や改善点等について協議するほか、実施状況及び評価・検証を行い、今後の事業実施方針等に反映させ、より具体的な行動計画となるよう継続的に改善する。また、協議会の評価結果は、当会の理事会へフィードバックした上で、当会HPや当会が発行する商工会報へ掲載することで、地域の小規模事業者等が常に閲覧可能な状態とする。

5) 計画の定着

①計画の認識と習熟

- ・大規模災害が発生した場合に、当会及び当町の各部所ごとに担うべき役割等を認識し、担当者だけでなくその他職員も当該計画に習熟しておくとともに、対応できるよう取扱いに関するマニュアルを作成するなどの準備を行う。

6) 当該計画に係る訓練の実施

①合同訓練

- ・自然災害（震度6弱の地震）が発生したと仮定し、当町（産業振興課及び総務課（電話（代）0172-73-2111 FAX（代）0172-73-2120））と連携しながら連絡系統・態勢等の確認を行う（訓練は必要に応じて実施する）。
- ・訓練に先立ち、事前に災害発生時の当会職員の役割分担を決めておく。

〈2. 発災後の対策〉

自然災害等発災時には、自身の安全確保、人命救助を第一とし、下記の手順で地区内の被害状況の把握に努め、当町と情報を共有し関係機関への連絡をはじめ、応急対策等を進めることとする。また、感染流行時には当会の事業継続の体制を確保し、国・県・町の対策を踏まえて必要な感染症対策を行う。

1) 応急対策の実施可否の確認

発災時に応急対策を開始するには、当会の事務局機能となる職員の確保や事務所内の電話・電力等のライフラインの確保が前提となる。当会がこれらを確保できない状況に陥ることも想定し、応急対策の実施可否を確認する。

①職員の安否等確認

- ・以下の状況が生じた時、職員の安否や業務従事の可否を確認する。

条 件	手 段	その他
当会危機管理マニュアルの想定する危機が発生したとき	固定電話、FAX、携帯電話、メール、SNS等	業務従事の可否の確認。 なお、職員自身が危険を感じるような状況での出勤はせず、自身の安全確保を優先する。
警戒レベル4又は5相当の防災気象情報が発表されたとき（気象特別警報、氾濫の危険・発生情報等）		

- ・尚、夜間・休日の発災時の職員参集範囲については、二次災害の防止を図りながら、当会危機管理マニュアルの危機発生時の対応（職員の対応）に従い対応する。
- ・発災後12時間以内に当町に安否報告を行う。

【安否確認結果の連絡窓口】

団体名	安否確認結果の連絡窓口	
	第1順位	第2順位
板柳町産業振興課	課長	課長補佐
板柳町商工会	事務局長	経営指導員

②ライフラインの現状確認と復旧設定

- ・発災時にはライフラインが停止する恐れがあり、迅速にライフラインの現状を確認する。
- ・応急対策時の事務局機能にはライフラインは必要不可欠であり、停電等の被害が発生している場合は、公共サービス等のライフライン情報や当会危機管理マニュアルにより関係機関から情報を収集し、復旧時間・復旧日数等を設定するとともに事務局機能の早期復旧を検討する。

③応急対策の可否検討のための情報収集と大まかな被害状況

- ・地区内の事業者等から、以下の状況が生じた場合、応急対策の可否のための情報(大まかな被害として家屋被害や道路状況を含む)等を収集する。なお、被害情報は、当町と情報交換・共有する。

条 件	収集要領
職員が事業者への被害発生情報を知ったとき	事業者への聞き取り、職員による現場確認をする。 1日以内に大まかな被害状況を把握し、2日～3日程度以内に、応急対策の方針決定のための情報を収集する。
事業者から、被害の報告を受けた時	

④感染症の対応

- ・国内感染者発生後には、職場における感染防止策を最優先とし、事業所の消毒、職員の手洗い・うがい等を徹底し、職員の体調確認を行い業務従事の可否を確認する。
- ・感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づく政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、当町における感染症対策本部設置状況等を勘案して当会による感染症対策を実施する。

2) 応急対策の方針決定

①応急対策の判断基準

- ・当会と当町との間で、災害の規模や被害状況等の情報収集を迅速に行い、被害状況や被害規模(下記の被害規模の目安等により、「大規模な被害がある」、「被害がある」に該当する場合)に応じて、非常時優先業務となる相談窓口の設置の可否等の応急対策の方針を判断し、具体的に応急対策措置を決定する。また、当会職員が被災する等により、全員が応急対策ができない場合の役割分担については、当町と協議の上、状況に応じて決定する。

【被害規模の目安及び応急対策措置は以下を想定】

被害目安	状 態	想定する応急対策の措置
大規模な災害がある	<ul style="list-style-type: none"> ・地区内の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 ・被害が見込まれる地域において、連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認できない。 	<ul style="list-style-type: none"> ①緊急相談窓口の設置・相談業務 ②被害調査・経営課題の把握業務 ③復興支援策を活用するための支援業務
被害がある	<ul style="list-style-type: none"> ・地区内の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 	<ul style="list-style-type: none"> ①緊急相談窓口の設置・相談業務 ②被害調査・経営課題の把握業務
ほぼ被害が無い	<ul style="list-style-type: none"> ・目立った被害の情報がない。 	<ul style="list-style-type: none"> ①軽微な被害調査・相談業務

- ・本計画により、当会と当町は以下の表(基準・間隔)で、被害情報等を報告・共有することを原則とする。

発災後の期間	共有回数	内 容
発災後～1週間	1日に3回以上共有する	発災後、連絡つき次第
1週間～2週間	1日に2回以上共有する	(9時、17時、その他必要時)
2週間以上1カ月	1日に1回以上共有する	(9時、その他必要時)
1カ月～解除まで	2日に1回以上共有する	(9時、その他必要時)

②青森県地域防災計画との責任関係

- ・当会は地域の公共団体として、平時から自然災害に対する防災力の向上に努め、災害時には、災害応急対策活動や県・町・その他の防災関係機関の防災活動が円滑に行われる協力的体制をとる。
- ・青森県地域防災計画に基づき、当会では防災に関し、概ね次の事務又は業務を処理することを決定する。

【応急対策の事務又は業務の内容】

会員等の被害状況調査及び融資希望者のとりまとめ、斡旋等の協力に関する事
災害時における物価安定についての協力に関する事
災害救助用物資、災害救助・復旧用資材の確保についての協力、斡旋に関する事

③感染症対策の方針

- ・感染症流行時は、国・県の対策や当町で取りまとめた対策(例：板柳町新型インフルエンザ等対策行動計画)を踏まえ、必要な情報の把握と発信を行い応急対策の方針を決定する。
- ・事業者には感染症流行度合いに応じて、感染症リスク・社会的責任・経営面を勘案し、事業継続方針(事業規模のレベルを決める)の検討、感染症の影響が長期間に及んだ場合、財務対策(キャッシュフローの確保等)に向けた対策を決定する。
- ・当会は感染症の流行度合いにより、当町と情報交換し関係機関と連携しながら、感染拡大防止措置(以下の想定)を決定する。

【流行度合いによる感染拡大防止措置】

流行度合い	(例)想定される感染拡大防止措置
海外発生期	<ul style="list-style-type: none"> ・国外の感染症の発生状況や公共サービスに関する情報を国、地方自治体、WHO等から入手する。 ・急速に国内発生する可能性を想定し、国内の事業者においても、第二段階(国内感染者発生)に備えた準備を行う。
国内感染者発生期	<ul style="list-style-type: none"> ・情報収集・提供を強化するとともに、事業者へあらかじめ周知した感染防止策の実行を促す。
国内感染拡大期	<ul style="list-style-type: none"> ・国内発生以降の感染拡大防止策を徹底させることを基本とさせ、国・県・町の方針に従って行動するよう周知する。 ・当会の危機管理体制を継続的に運営し、交代勤務を導入する等体制維持に向けた対策を実施する。
社内感染者発生期	<ul style="list-style-type: none"> ・職場内で職員又は職員の家族が発症した場合の対処を行う。

<3. 発災時における指揮命令系統・連絡体制>

発災時に地区内事業者の被害状況を迅速に報告する。そのために必要な指揮命令系統、二次被害を防止するため被災地域で活動する際の、被害の確認方法・活動方法・被害額の算定方法、共有した情報の県等への報告方法について、あらかじめ当会と当町で確認・決定しておく。

また、感染症の流行時は、当町を始め、青森県への情報の共有を図る。

①仕組みの構築と整備

- ・自然災害等発生時は、地区内の小規模事業者の被害情報についての的確に収集し、被害を最小限に抑えるため、迅速かつ強力な指示命令系統・連絡体制を構築する。
- ・二次災害発生の恐れのある個所に対して、情報を共有し報告体制を整備する。また、二次被害を防止するため、被災地域で活動する際の判断基準(被害程度による活動範囲及び活動内容等)について決める。
- ・当会と当町は被害状況の確認方法や被害額(合計、建物、設備、商品等)の算定方法について、あらかじめ策定して確認しておく。

②県の連絡体制

- ・当会と当町が共有した情報を青森県の指定する方法により、当会より青森県へ報告する。また、被害状況により追加報告も行う。
- ・感染症流行の場合、国や県等からの情報や方針に基づき、当会と当町が共有した情報を青森県の指定する方法にて当会又は当町より青森県へ報告する。

(報告様式 I 「商工関係被害等実績調査票」)

(報告様式 1)

商工関係被害等実態調査票

送付先： (E-mail:)	〇〇〇〇	あて (FAX: 0000-00-0000)
※メール・FAX送信後、ご確認ください。		
平日(8:30~17:15) : 〇〇課0000-00-0000		
平日時間外・土日・祝日 : 〇〇携帯000-0000-0000		

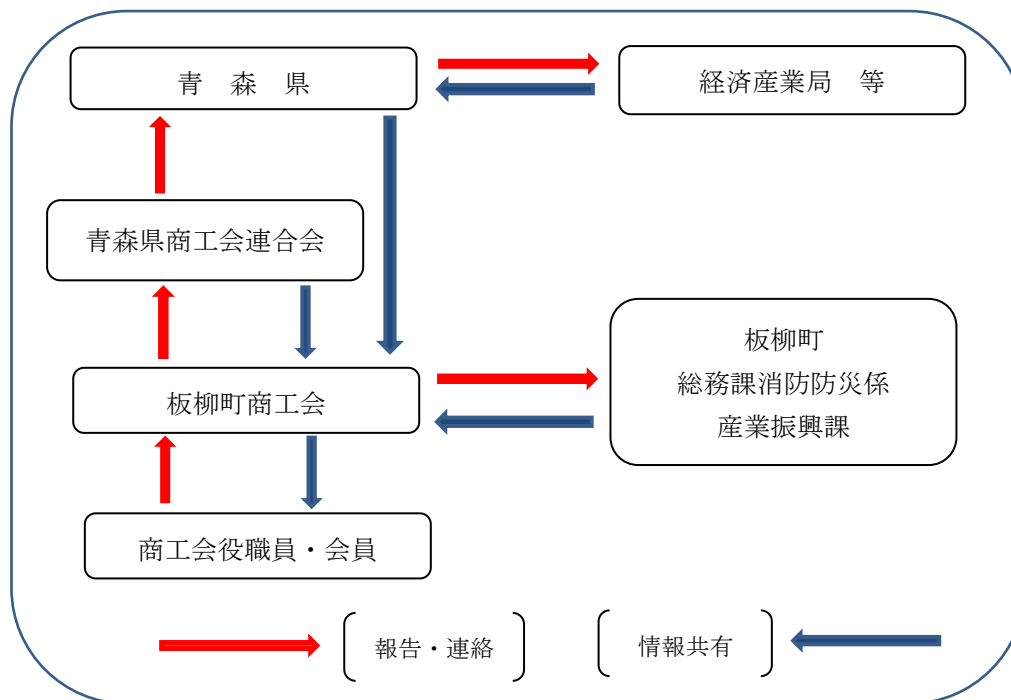
報告日時	月	日	時	商工団体名
担当者名				連絡先

令和 年

による商工関係被害等実態調査票

No.	発生場所		被災対象				被害額 (合計) (単位:千円)	※被災額の算定に必要な額			被害状況	備考	※町村からの情報
	市町村名	地名(大字)	事業所等名 (※支店名等まで 具体的に)	業種 (※)	役員・ 非役員 数	従業員 数		土地・建物・ 土砂除去	機械設備	商品・原材料・ 仕掛品等			
例	〇〇市	〇〇町〇〇	〇〇商店街 〇〇(株)〇〇支店 〇〇(株)〇〇支店等	卸売業、製造業、運送業、卸売業、小売業、飲食業、サービス業、その他(〇〇)業	役員	〇〇	〇〇千円	〇〇千円	〇〇千円	〇〇千円	洪水により商品在庫(〇〇千円)が毀損、建屋破損に伴い加工設備(〇台)が故障等		〇
1													
2													
3													
4													
5													
6													
7													
8													
9													
10													

③発災時における連絡体制図



〈4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援〉

発災時・感染症流行時には、地区内小規模事業者の経営状況及び事業継続力強化の取組状況を確認し、応急対策には、当町と協議し、国・県の支援施策も踏まえ、各支援策を周知、緊急相談窓口等を開設し支援する。また、必要に応じて、関連する共済・損保会社等への被害状況の報告・取次等を行う。

①相談窓口の開設

- ・ 予め策定された確認方法で、地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を当会と当町が連携して確認し、相談窓口の設置等については当町と相談して対応する。
また、国・県が実施する支援施策に従い、依頼を受けた場合は特別相談窓口を設置する。
- ・ 相談窓口の設置に当たっては、安全性確保が確認された商工会館において実施する。
また、現在地の商工会館が被災した場合の代替施設については、当町と相談する。
- ・ 感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策の周知や相談窓口の開設等を行う。

②被災事業者施策の周知

- ・ 応急時に有効な被災事業者を対象にした施策(国や県、当町の施策)について、巡回訪問及び窓口相談業務の際や、当会HPや商工会報等により、地区内小規模事業者に周知する。

〈5. 地区内小規模事業者に対する復興支援〉

被災事業者や災害により影響を受けた地区内小規模事業者には、組織内・関係機関との連携により、応急・復旧活動を迅速に行い、発災後における地域経済機能の維持、再生を図る。

①復興支援の対応

- ・青森県及び当町の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被災事業者の速やかな復興支援ため、復興に向けた金融支援や共済・損害保険等の加入状況について、連携先の共済・損害保険会社等から情報提供を受け、共済・保険金請求に関する手続きの支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合、他地域からの応援派遣等を青森県及び青森県商工会連合会に相談し対応する。また、県内他地区が被災し、青森県及び青森県商工会連合会から県内他地区への応援派遣等の要請があった場合は、これに可能なかぎり協力する。

※ その他

- ・本計画は、当会HPや当会が発行する商工会報等において公表し、小規模事業者に対する防災・感染症対策についての周知を広く行うこととする。
- ・上記内容に変更が生じた場合は、当町と連携し速やかに青森県へ報告する。

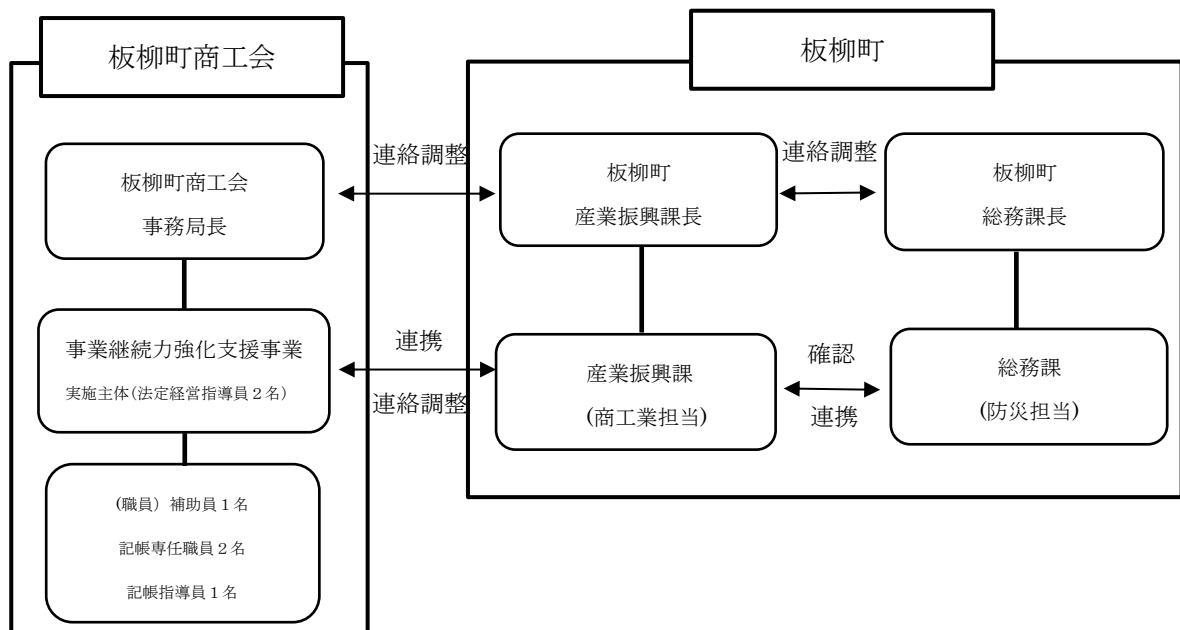
(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和2年11月現在)

(1) 実施体制 (商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制/関係市町村の事業継続力強化支援事業実施に係る体制/商工会又は商工会議所と関係市町村の共同体制/経営指導員の関与体制 等)



(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

① 経営指導員の氏名、連絡先

法定経営指導員 佐藤 春彦 (連絡先は後述 (3) ①参照)

法定経営指導員 伊藤 由希子 (連絡先は後述 (3) ①参照)

② 経営指導員による情報の提供及び助言 (手段、頻度 等)

※以下に関する必要な情報の提供及び助言等を行う

- ・本計画の具体的な取組の企画や実行
- ・本計画の目標達成に向けた進捗管理
- ・本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ(1年に1回以上)

(3) 商工会/商工会議所、関係市町村連絡先

① 商工会/商工会議所

板柳町商工会 (メールアドレス itasho@jasmine.ocn.ne.jp)

〒038-3661 青森県北津軽郡板柳町大字福野田字実田 30-7

TEL: 0172-73-3254 / FAX: 0172-73-3652

② 関係市町村

板柳町役場 産業振興課 (メールアドレス ita-sangyouka@town.itayanagi.aomori.jp)

〒038-2324 青森県北津軽郡板柳町大字板柳字土井 239-3

TEL: 0172-73-2111 / FAX: 0172-73-2120

※ その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、当町と連携し速やかに青森県へ報告する。

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
必要な資金の額	300	300	300	300	300
・ 専門家派遣費	100	100	100	100	100
・ 協議会運営費	30	30	30	30	30
・ セミナー開催費	50	50	50	50	50
・ パンフ・チラシ作成費	70	70	70	70	70
・ 防災、感染症対策費	50	50	50	50	50

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、事業収入、板柳町補助金、青森県補助金 等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。